

## 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の主な内容

### 1 地域包括支援センターの設置について

#### (1) 地域包括支援センター設置目安等について

- ・日常生活圏域に1か所設置
- ・高齢者人口3,000人～6,000人に1か所設置の目安

#### (2) 川島町の状況について

- ・～第5期（平成26年度）  
地域包括支援センター1か所（医療法人啓仁会委託）

- ・第6期（平成27年度～29年度）

地域包括支援センター新規1か所設置を計画

※設置場所や運営方法については計画期内にて検討

### 2 高齢者福祉計画

#### (1) 防災対策を拡充

- ・安心カード&救急カードを活用し、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画策定

※地域防災計画を改正予定、実施主管課は総務課（防災担当）

### 3 介護サービス・介護予防サービス

#### (1) 介護予防訪問介護・通所介護サービス見込量の減少

- ・平成28年から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始予定
- ・介護予防訪問介護、介護予防通所介護が移行
- ・介護予防サービスとしての見込量減

#### (2) 通所介護・介護予防通所介護サービス見込量の減少

- ・平成28年度から、地域密着型通所介護（仮称）実施予定
- ・当町では、1事業所が本サービスに該当
- ・地域密着型通所介護に移行する分、介護サービス・介護予防サービスとしての見込量減

(3) 特定福祉用具販売、住宅改修の支給方法変更

- ・ 現在、全額を利用者が負担し、後日申請により9割分を返金（償還払い方式）
- ・ 第6期中、被保険者は1割分のみを支払う方式への変更を検討（受領委任方式）

#### 4 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規実施

- ・ 平成29年度を目途に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの基盤整備を行う

(2) 小規模多機能型居宅介護の新規実施

- ・ 平成29年度を目途に、小規模多機能型居宅介護のサービス基盤整備を行う

(3) 地域密着型通所介護（仮称）の新規実施

- ・ 介護保険法改正により、平成28年4月から、利用定員18人以下の小規模通所介護事業所は、地域密着型通所介護（仮称）に移行
- ・ 当町に該当事業所1か所あり（みどりの郷あすか川島）、地域密着型通所介護（仮称）を実施する意向

#### 5 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

- ・ 介護保険法改正により、平成29年4月までに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとなった
- ・ 当町では、平成28年1月（～3月）の開始を計画
- ・ 本事業の開始に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が本事業に移行

(2) 介護予防事業の充実

- ・ 一般介護予防事業として、高齢者サロン、認知症カフェの実施を計画

(3) 包括的支援事業の充実

- ・ 地域包括支援センターについて、新規1か所設置を計画

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 介護保険法改正により、主要8事業について、平成30年4月までに実施することとなった

- ・当町では、平成27年4月から順次実施し、平成30年4月までに全事業を実施する計画
- (5) 認知症施策の推進
- ・介護保険法改正により、主要3事業について、平成30年4月までに実施することとなった
  - ・当町では、平成27年4月から順次実施し、平成30年4月までに全事業を実施する計画
- (6) 生活支援サービスの体制整備
- ・介護保険法改正により、生活支援サービス体制整備協議会（仮称）、生活支援コーディネーターの設置を行うこととなった
  - ・当町では、平成27年4月から実施する計画
- (7) 地域ケア会議
- ・介護保険法改正により、平成27年4月から地域ケア会議を実施することとなった。
  - ・当町では、平成27年4月から実施する計画

## 6 介護保険料

- (1) 介護保険料の段階変更
- ・介護保険法の改正により、従来の6段階（標準）から、9段階に変更となった
  - ・当町では、従来は市町村独自の段階化により10区分（8段階と特例2段階）から、法に準じて9段階に変更。ただし、新第2段階については、町独自の基準として0.7（国の基準は0.75）とすることとした。
  - ・介護保険法の改正により、介護保険料の負担増を抑制するため、低所得者層の負担割合が軽減された（平成27～28年度は新第1段階のみ、平成29年度は新1～3段階が軽減）